

平成31年度 立田幼稚園 満3歳児・2歳児の新入園児募集について

募集要項の通り、平成30年度から施設型給付を受ける幼稚園へと移行致しました。

従来通り満3歳児（満3歳児・2歳児）クラスを設けますが、幼稚園に在籍する1号認定児として市長村から認定を受けられるのは3歳の誕生日からです。立田幼稚園では満3歳の誕生日を迎えた翌月（1日生まれの場合は当月）から、1号認定児（満3歳児）として、施設型給付の対象となります。それまでの間は、2歳児として受け入れます。

1. 入園資格年齢

平成28年4月2日～平成29年3月1日生まれの者

2. 入園後の取り扱い

下記①、②の通り、各月1日時点で満3歳の誕生日を迎えている者を「満3歳児」、2歳の者を「2歳児」として対応します。

①満3歳児（1号認定児）：各月1日時点で満3歳であり、市町村から1号認定を受けている者

②2歳児：各月1日時点で2歳の者

※平成29年3月2日～平成29年4月1日生まれの場合、一年を通して「2歳児」です。

3. 保育カリキュラム等について

(1) 上記2の「①満3歳児」「②2歳児」合同で、満3歳児クラスを編成します。

(2) 3歳児以上と同様に指導計画に基づいた保育を行います。より個別的な指導援助に心がける中で、心身の健全な成長を図ります。

(3) 安全や情緒の安定を図るための環境づくりを心がけます。

4. 預かり保育について

保護者の就労等を支援するため、希望により預かり保育を実施します。「2歳児」もご利用頂けます。

5. 入園時の経費について

募集要項に記載の通り、入園手数料、入園料は徴収致しません。

6. 入園後の毎月の経費について

(1) 満3歳児（1号認定児）

「保育料」「雑費」「預かり保育利用料」とも募集要項に記載の通り。

(3) 2歳児

「保育料」は下記7項に記載。「雑費」「預かり保育利用料」は、募集要項に記載の通り。

7. 2歳児の保育料について

「施設型給付を受ける幼稚園」へ移行したのを契機に、2歳児の受け入れをより積極的に実施することとなりました。そのために保育室や給食室の増築を行い、平成29年度2学期より運用を開始したところです。

しかし、幼稚園児の入園資格である「満3歳以上」の原則は未だ残っており、3歳の誕生日を迎えるまでの間は1号認定を受けることができません。1号認定を受けるまでは、それぞれの幼稚園が独自に保育料を定めて徴収することとなっております。立田幼稚園の2歳児保育料は、次のように致します。

※「雑費」「預かり保育料」は募集要項に記載の通りです。

【平成31年度2歳児保育料】 ※下記①～③を併せて、毎月園へ支払って頂きます。

①2歳児保育料：月額18,000円 ※平成30年度と同額。2歳児全員一律。

②教育充実費：月額2,000円 ※1号認定児と同一

③スクールバス利用料（利用者のみ）：月額往復2,000円片道1,500円 ※1号認定児と同一